予測したところ、同様の環境が周辺に広く残されることなどから生息又は生育環境は保全されるため影響はない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響は回避又は低減されると予測されている。

主な保全措置として、カモシカ及びヤマネについては同様の環境が周辺に広く残されるものの、カモシカについては本線への侵入が予測されるため、専門家の指導助言を受け侵入防止柵を設置する措置を、ヤマネについては冬眠期の樹木伐採により個体消失等の可能性があるため、専門家の指導助言を受け冬眠期の樹木伐採を回避する措置等の必要な保全措置を講ずることとしている。オオタカについては営巣木が計画路線近傍に位置しているため、専門家の指導助言を受け、騒音に配慮した工事の実施、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が72箇所存在するが、このうち42箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る30箇所についても青森県教育委員会及び岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じ記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、階上インターチェンジから侍浜インターチェンジ（仮称）までの区間においては東側案（申請案）、西側案及びその中間案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、用地取得面積は中位であるものの、橋梁延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。また、侍浜インターチェンジ（仮称）から侍浜南インターチェンジ（仮称）までの区間においては東側案（申請案）及び西側案の２案、侍浜南インターチェンジ（仮称）から久慈北インターチェンジまでの区間においては東側案及び西側案（申請案）の２案による検討がそれぞれ行われている。各区間において両案を比較すると、移転対象物件数が少なく、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う県道、町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、本件地域と青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られ、本件地域の復興に寄与するとともに、現道は、線形不良区間等が多く存在し、自然災害等による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる八戸・久慈自動車道建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県三戸郡階上町役場、岩手県九戸郡洋野町役場種市庁舎及び久慈市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、字外窪、字野附窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第８地割字南戸類家、種市第７地割字馬場、種市第６地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第５地割字東宿戸、種市第４地割字続石、種市第３地割字小田沢、種市第２地割字八木、種市第１地割字南八木、小子内第２地割字坂ノ下、小子内第４地割字小子内、小子内第６地割字原子内、小子内第７地割字長坂、有家第１地割字宇類以坂、有家第４地割字滝川原、有家第５地割字林山、有家第６地割字座当屋敷、有家第９地割字黒坂、中野第１地割字下向、中野第５地割字城内、中野第６地割字一本木、中野第８地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第７地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第２地割及び第３地割地内

○東北地方整備局告示第五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年三月二十四日

東北地方整備局長　縄田　　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道284号改築工事（室根バイパス・岩手県一関市室根町折壁字梅木地内から同市室根町矢越字大畑地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県一関市室根町折壁字梅木、字天王前、字宿前、字笠松、字打越、字屏風石、字三峯、字入沢、字大洞、字化石、字向山、字宝下及び字八幡沖並びに室根町矢越字五反田及び字大畑地内

２　使用の部分　岩手県一関市室根町折壁字梅木、字天王前、字宿前、字笠松、字打越、字屏風石、字三峯、字入沢、字向山、字宝下及び字八幡沖並びに室根町矢越字五反田及び字大畑地内